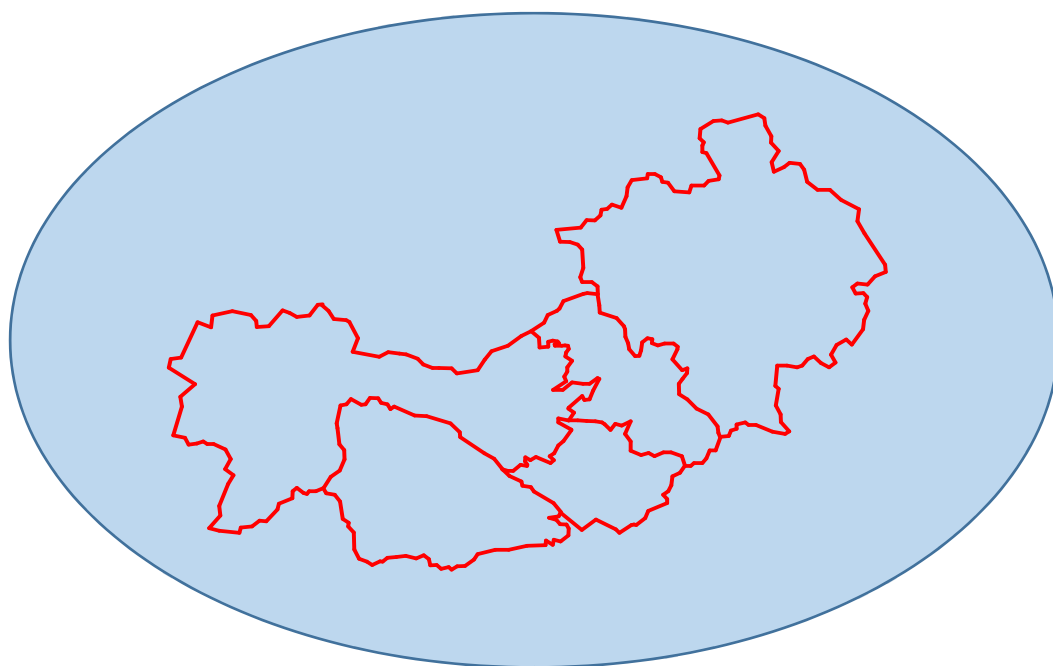

奥州市合併検証報告書



令和3年9月

奥州市



【目次】

| | | |
|------|------------------------------------|-----|
| I | はじめに | 1 |
| 1 | 検証の目的 | |
| 2 | 検証の方法 | |
| II | 本市の概況 | 3 |
| 1 | 人口 | |
| 2 | 産業 | |
| III | 合併調整事項の検証 | 31 |
| 1 | 合併協定項目 | |
| 2 | 事務事業調整項目 | |
| IV | 住民自治の推進と官民連携によるまちづくり | 34 |
| 1 | 地域自治区 | |
| 2 | 官民連携と協働の推進 | |
| V | 市町村合併を活かした主な取組 | 37 |
| 1 | 合併に伴う財政支援措置の状況 | |
| 2 | 新市建設計画整備基金を活用した主な事業 | |
| VI | 行財政基盤の検証 | 47 |
| 1 | 行政基盤の検証 | |
| 2 | 財政基盤の検証 | |
| 3 | 行財政改革の進捗状況 | |
| 4 | 新市の3つの財政課題とその改善状況 | |
| VII | 市民負担や行政サービスの变化 | 74 |
| 1 | 市民負担の変化 | |
| 2 | 行政サービスの变化 | |
| 3 | 公共施設の変化 | |
| VIII | 市民アンケート調査の結果 | 116 |
| 1 | 調査の概要 | |
| 2 | 回答者の属性 | |
| 3 | アンケート調査内容・結果・過去のアンケートとの比較 | |
| IX | 検証のまとめ | 129 |
| 1 | 合併後に改善が図られた市民サービスと改善を図るべきまちづくりの課題等 | |
| 2 | 検証の総括と今後のまちづくり | |
| 3 | おわりに | |

I はじめに

1 検証の目的

平成18年2月20日に水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町及び衣川村の2市2町1村の合併により、人口13.1万人、面積993.3平方キロメートルの「奥州市」が新たに誕生しました。

この市町村合併については、急速に進む少子高齢社会への対応、高度化・多様化する住民ニーズへの対応、生活圏拡大に伴う広域的な行政需要への対応、自主・自立を支える地方主権拡充への対応、安定した自治体運営を可能とする行財政基盤強化への対応が必要とされるために実現されました。

合併後の本市においては、新市が目指す将来像の実現や均衡ある発展に向けて策定された「新市建設計画※」や新市建設計画の理念を発展的に引き継いだ「奥州市総合計画※」により市政運営を行い、現在の第2次総合計画においては、「地域の個性がひかり輝く 自治と協働のまち 奥州市」をめざすべき都市像として掲げ、2つの戦略プロジェクトと6つの施策の大綱を定めてまちづくりを進めてまいりました。

本報告書は、令和2年度をもって市町村合併から15年が経過したこと、また第2次総合計画の前期基本計画が令和3年度で終了することから、各種統計データや市民アンケートを基に、合併以来本市が進めてきた施策等について総合的・客観的に合併の効果や課題を検証し、今後の市政運営や行財政改革を推進するに当たっての重要な足掛かりとすることを目的としてまとめるものです。

※ 新市建設計画…合併後の新市のまちづくりを進めていくための基本方針として、合併時に策定された計画。当初の計画期間は、合併年度とこれに続く10か年度（平成18年度から平成27年度まで）となっていましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災後の合併市町村の実情に鑑み、合併特例債の発行が10年間延長できるようになったことを受け、計画期間を10年間延長して平成37年度までとしています。合併特例債に関しては、他の有利な起債と併せて計画的に活用し、将来の財政運営の柔軟性を確保することとしています。

※ 奥州市総合計画…奥州市の発展のため、将来の本市のありべき姿と方向性を示した最上位計画です。基本構想、基本計画、実施計画により構成されています。

2 検証の方法

(1) 検証期間

新市として実質的に市政運営がスタートしたのは平成18年度からであるため、令和2年度までの15年間を一区切りとして検証を行います。

なお、時点検証として、合併5年目の平成22年度と合併10年目の平成27年度における状況についても数値等を用いた比較を必要に応じて行います。

(2) 市民からの意見聴取

市町村合併による効果や課題に対する市民の意識を把握するため、市民アンケート調査を実施するとともに、行政内部のデータに基づく検証のほか、市民の声を検証に反映させるため、次のとおり意見や提言等を聴取する機会を設定して検証作業を進め、本報告書の公表と同時に検証結果の報告を行います。

- ア 市議会への検証状況の報告、意見聴取
- イ 総合計画審議会との情報共有、委員からの意見聴取
- ウ 市政懇談会における検証結果の報告

<市町村合併の背景>

全国的に進む人口減少、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応するため、地方分権の担い手である基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、平成11年以来「市町村合併の特例に関する法律」のもと、全国的に市町村合併が推進されました。この法律に基づく合併に対しては、合併特例債の発行や交付税の合併算定替等の手厚い財政支援措置が講じられ、これらの財政支援措置は平成17年度までに合併した自治体を対象とするものでした。

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が平成12年4月に施行され、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の地方への関与のルール化等が図られ、地方公共団体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政運営を展開できるようになりました。

また、「地方ができることは地方に」という理念のもと、地方公共団体に対する国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、地方への税源移譲、地方交付税の見直し（総額の大幅な抑制、算定の簡素化等）を一体的に行う「三位一体の改革」が進められました。

これらの政策により、小規模自治体においては、地方財政における貴重な収入である地方交付税の大幅な減額等が見込まれ、合併前の水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町及び衣川村の5市町村もその例外ではありませんでした。

5市町村いずれも、人口減少や少子高齢化が進み、また、医療や福祉の確保、道路や上下水道等の生活基盤の整備の必要性など共通するさまざまな課題を抱えており、限られた財源の中で今後の持続可能な行政サービスを構築していくためには、市町村合併の実現に向け、具体的な検討を進める必要がありました。

奥州市合併検証報告書

令和3年9月発行

発行：奥州市

編集：総務企画部政策企画課

〒023-8501 奥州市水沢大手町一丁目1番地

TEL：0197-34-2127（直通）

FAX：0197-35-7551